

愛知地方最低賃金審議会第 3 回愛知県最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和 4 年 8 月 4 日(水) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階 共用大会議室

出 席 者

(公 益 代 表 委 員) 中山恵子部会長、小野木部会長代理

(労 働 者 代 表 委 員) 安藤委員、大脇委員、木戸委員

(使 用 者 代 表 委 員) 梶原委員、澁谷委員

(事 務 局) 伊勢労働基準部長、高橋賃金課長、服部主任賃金指導官、木村課長補佐、
宮下賃金指導官、高橋賃金指導官、吉田賃金調査員

議 題 (1) 令和 4 年度愛知県最低賃金の改正について
(2) その他

議 事

○高橋賃金指導官

愛知地方最低賃金審議会令和 4 年度第 3 回愛知県最低賃金専門部会開催に当たり事務局より御案内いたします。新型コロナウイルス感染症予防の観点から、着座にて御案内いたします。会場入場時の手指のアルコール消毒及び検温に御協力いただきありがとうございます。机上にはアクリル遮蔽板を設置しておりますが、水分補給時以外のマスク着用の徹底につき、御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1 からNo.2 を配付させていただきます。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足等はございませんでしょうか。

それでは、以降の議事進行を中山恵子部会長にお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○中山恵子部会長

はい、定刻を過ぎてしまいましたが、私共の確認事項に手間取りました。申し訳ございません。ただ今より第 3 回愛知県最低賃金専門部会を開催させていただきます。事務局は委員の出欠状況について御報告ください。

○高橋賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は、鈴木委員が御欠席され、2 名の御出席、労働者代表委員は 3 名全員が御出席、使用者代表委員は、太箸委員が御欠席され、2 名の御出

席となっております。委員定数 9 名中 7 名が御出席され、また、公労使各側委員とも 3 分の 1 以上の委員が御出席されております。このため、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数「全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

○中山恵子部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしている旨の御報告がございました。では、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。まず、議題(1)「令和 4 年度愛知県最低賃金の改正について」でございます。本日の資料について、事務局より御説明ください。

○服部主任賃金指導官

本日お配りしております資料No.1 について述べさせていただきます。それでは資料目次の次となります 1 ページ目を御覧ください。これは平成 20 年 8 月 6 日付の中央最低賃金審議会の平成 20 年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)において示されました最低賃金と生活保護費との比較についてに基づきまして、生活保護費の最新のデータと愛知県最低賃金額とを比較したものです。生活保護費の最新データが令和 2 年度でありますので、同年 10 月 1 日発効の愛知県最低賃金額 927 円を基に比較を行っております。比較年当時の最低賃金額における 1 か月換算額は御覧いただいております資料No.末尾の(注)に 1 か月換算額を記載しておりますとおり、当時の最低賃金額に 1 か月平均の法定労働時間数 173.8 時間と可処分所得の総所得に対する割合 0.817 を乗じた 131,629 円となります。

一方、令和 2 年度の生活保護費の方は、2 の(3)に記載のとおり、生活扶助基準としまして、第 1 類費、第 2 類費、期末一時扶助費の合計額の愛知県内人口加重平均に、住宅扶助の実績値を加えた金額で、102,836 円となります。以上によりまして生活保護費との比較におきまして、愛知県最低賃金額が生活保護費を下回ってはいませんでしたので御報告をいたします。右の方は生活保護と最低賃金の比較の計算方法をお示したものでございます。

資料No.2 は、すでに何度か御提示させていただいておりますけれども、最低賃金の引上げ状況等の推移ということで、愛知県最低賃金と特定最低賃金の推移を示した表でございます。

以上です。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。ただ今の事務局からの御説明に関しまして、御質問等いかがでしょうか。

(特になし)

○中山恵子部会長

それから、宿題となっておりましたが、労働者側からの御要望の埼玉県についての情報、事務局から御説明ください。

○高橋賃金課長

事務局より御説明させていただきます。埼玉局の情報は如何ということで、御質問をいただきました。情報収集に努めましたが、労働者代表委員の御主張が目安金額を上回っている。そして使用者側の御提示された金額が目安を下回ると、そこまでの情報までしか入手できませんでした。大変申し訳ありません。引き続き情報収集に努めますが、なにとぞ御理解の程よろしく願いいたします。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。やはり中央から遅れておりますので、なかなか情報が取れないということでございます。まだ決まったところもございませんので、こうした状況ですということでした。では、本日御意見の一致が見られますよう委員の皆様方に御協力よろしく願い申し上げます。

昨日の審議を踏まえまして、改めて労使双方のお考えをお伺いしたいと思います。労働者側から。

○木戸委員

今、埼玉のお話もございましたし、埼玉県を見ているというところは確かな話ですが、個別審議の中でも公益の先生方からは、中央の最低賃金審議会が出した目安という部分を尊重すべきだという話もお伺いしました。

ただ、あの31円アップというのは、あくまで目安でありまして、物価上昇云々かんぬんというところを含めた賃上げ率3.3%というのを、やっぱり私たちは重視すべきだと思っています。愛知県の中でどうだということから考えれば、3.3%を重視すれば32円というのが、数字が導き出されてくるのかなと思っています。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。では続きまして使用者側お願いいたします。

○梶原委員

昨日と同様でございますけれども、今申し上げたとおり厳しい状況が続いているということ。賃上げ、ベア率を含めて考えますと、目安額の引上げそのものも大変厳しいと言わざるを得ないと考えております。

以上です。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。ただ今労使双方の意見を賜りました。

が、未だお考えに隔たりがあるという状況でございます。昨日から引き続いて労働者側はプラス 1 円、今使用者側は金額についてはおっしゃられませんでしたけれども、昨年度並みというのを昨日は拝聴しております。

昨日ですが、公益委員として色々調整いたしました。お考えの隔たりを埋めることができませんでした。そのため昨日同様なのですけれども、個別協議に移らせていただきたいと思うのですがよろしゅうございますか。

では、これから個別打合せを行わせていただきますが、まず、労働者側からよろしゅうございますか。

(異議なし)

○中山恵子部会長

では、使用者側をお部屋に御案内くださいませ。

(一旦休会)

○中山恵子部会長

では、専門部会を再開させていただきます。労使双方の委員の皆様とそれぞれ個別協議を行わせていただきました。その結果、目安が 31 円プラスということで双方御賛同いただけるということになりました。ありがとうございます。

31 円で御賛同いただいた訳ですけれども、これは苦肉の策ということで双方から伺っておりますので、先に御意見を賜りたいと思います。では、まず労働者側の委員の方から。

○木戸委員

我々としてはやはり目指すべき場所、所、金額にですね、一気に行くのか、段階を踏んでいくのか、若しくは社会情勢を鑑みながら行く案、愛知の春の賃金、会議の取り組みを考えながらやる案とか、様々その数字というのは持っているわけですが、そこに正解はないと思っておりますが、その中で今回公益、中賃の方が出した 3.3%というような部分の数字に関しては非常に共感のできる部分が多々ありましたので、あくまで 3.3%の 32 円というのが我々の主張ではございましたが、その中で中賃が出した 31 円というのが、一定の金額が引き出せたのかなと考えています。

公益の先生方の御努力と使側の皆さんの御協力も含めて我々も進んで参りたいと思っております。ありがとうございます。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。では、続きまして、使用者代表委員お願いします。

○梶原委員

結論から申し上げますと、目安どおり 31 円ということで、我々も賛成とするようなことにさせていただいたようなことですが、基本的な考え方、数値そういったベース、そういった面からみると、決してこの数字が正しい引上げであるかどうかというものについては、なかなか判断が難しい、苦渋の決断であったというようなことで御理解いただければなと思っております。

それについては今、木戸委員がおっしゃいましたけれども、公益委員の方、それと労働側委員、双方の、お互いの理解の元でというようなことで、その点は評価した、というようなことも含めての賛成というようなことで理解したいと思っております。

とにかく中小企業、特に零細企業に対する影響は、とにかく大きいというようなことでございますので、本審の場でも申し上げますと思いますが、そういった企業に対する支援というものをさらにお願いをしたいなというようなことで考えております。以上です。

(公益案配付)

○中山恵子部会長

ありがとうございます。本当に、労使双方の皆様、決して満足のいくものではないところを、公益のお願い、さらに相手方の御意向にも御配慮いただき本当にありがとうございます。ただ今公益案が皆様に配付されたところでございます。

では、事務局から公益案をお読みください。

○高橋賃金指導官

読み上げさせていただきます。

公益案

愛知県最低賃金

現行最低賃金額 時間額 955 円

時間額 引上額 31 円 引上率 3.25%

最低賃金額 986 円

以上です。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。では、ただ今お示ししました公益委員案について採決を行わせていただきます。まず、賛成の方挙手をお願いいたします。

(部会長以外挙手)

○中山恵子部会長

ありがとうございます。

公益 1名、労働者側 3名、使用者側 2名、合計 6名。

全員一致ということで、この金額に決定させていただきます。本当にどうもありがとうございました。よって公益委員案をもちまして専門部会報告とさせていただきます。

引き続きまして、本審への報告書(案)を審議いたします。事務局で報告書(案)を御準備ください。

(報告書(案)配付)

○中山恵子部会長

では、読み上げをお願いいたします。

○高橋賃金指導官

それでは読み上げます。

(案)

令和4年8月4日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県最低賃金専門部会

部会長 中山 恵子

愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月1日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和2年10月1日発効の愛知県最低賃金(時間額927円)は令和2年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、別添のとおりである。

委員名の読み上げは省略させていただきます。

別紙 1

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 986 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 4 年 10 月 1 日

別紙 2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1)件名 愛知県最低賃金
- (2)最低賃金額 時間額 927 円
- (3)発効日 令和 2 年 10 月 1 日

2 生活保護費

- (1)比較対象者 18 歳～19 歳・単身世帯
- (2)対象年度 令和 2 年度
- (3)生活保護費(令和 2 年度)

生活扶助基準(第 1 類費+第 2 類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(102,836 円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 か月換算額(注)と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注)1 か月換算額

$927 \text{ 円}(\text{愛知県最低賃金}) \times 173.8(1 \text{ か月平均法定労働時間数}) \times 0.817(\text{令和 2 年度可処分所得の総所得に対する割合}) = 131,629 \text{ 円}$

以上です。

ただ今の報告書(案)について、御質問等いかがでしょうか。

(異議なし)

○中山恵子部会長

よろしゅうございますか。御異議が無いようですので、正本を作成いたしまして、当部会の報告内容として、本日午後から開催の本審に報告することとさせていただきます。

では、結審に当たりましての労働基準部長からの御挨拶がございます。お願いいたします。

○伊勢労働基準部長

座って申し訳ございません。

各委員の皆様方におかれましては、酷暑の時季、また、第7波とされるコロナウイルス感染症の防止に最大限の配慮が必要な環境下におきまして、極めて濃密な頻度で熱心に御審議をいただきましたことに、心からお礼申し上げます。

また、ただ今、愛知県最低賃金に係る改正決定につきまして、愛知地方最低賃金審議会会長への報告書を取りまとめていただきましたこと、さらには、当地における地域の経済・雇用の実態を踏まえつつ、中央最低賃金審議会の公益委員見解、にも十分に参酌いただき、真摯かつ極めて精力的に御審議を賜り、結審いただきましたことに、改めて深く感謝を申し上げる次第です。

本日の午後で開催されます第506回愛知地方最低賃金審議会の御審議におきまして、答申を賜りたく、お願い申し上げ、私からのお礼の言葉とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○中山恵子部会長

では最後に、議題(2)「その他」に入りますが、労使各側から、何かございますか。よろしいですか。

○木戸委員

よろしいですか。本当に御協力いただきましてありがとうございます。梶原委員が言われたように、やはり中小零細企業に対する助成なり、価格転嫁なりというのは、これを機にしっかりと拍車がかかっていけばいいなと労働側からも思いますし、労働側からもしっかり厚生労働省の方に働きかけをしていきたいなと思っています。

多分これ、愛知が一番最初に結審することになるのかなと思いますので、いろんな意味でそういうことが波及していけばいいなと思っています。ありがとうございます。

○中山恵子部会長

ありがとうございます。あとよろしゅうございますか。では、事務局からの連絡はいかがですか。

○服部主任賃金指導官

特にありません。

○中山恵子部会長

では、以上をもちまして、本日の議事は全て終了しました。皆様の御協力により、本日専門部会報告を全会一致で取りまとめさせていただくことができ、本当に心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、第3回愛知県最低賃金専門部会を閉会とさせていただきます。本当に皆様ありがとうございました。では、また午後もよろしくお願い申し上げます。

(令和4年8月4日)愛知地方最低賃金審議会第3回愛知県最低賃金専門部会 議事録